

及び「10年のあゆみ」を掲載した。

ウ 平成22年4月21日、処分庁からブログ運営会社（FC2）に上記の情報に対する削除要請があったと、FC2から審査請求人に連絡があった。

エ 平成22年4月21日、審査請求人は処分庁に電話をして削除要請を拒否した。

オ 平成23年1月11日、処分庁に対して「インターネットサイト「鳥取ループ」に対する削除要請に係る人権侵犯事件記録（大阪市内の同和地区に関するもの）」を開示するよう、保有個人情報開示請求書を提出した。

カ 平成23年3月21日、審査請求人は本件処分についての通知（添付書類第2号）を受け取った。

キ 平成23年3月30日、審査請求人は部分開示された本件文書を受け取った。

(2) 審査請求人により既にインターネットにより公開されている情報について

ア これらの情報は、審査請求人が大阪府の条例について論評するために、社団法人大阪市人権協会（旧大阪市同和事業促進協議会）の出版物により公にされた情報を国立国会図書館で複写し、著作権法上認められる範囲で引用したものである。従って、開示ないしは公開しても処分庁の事務事業に影響しない。

イ また平成22年度（行個）答申第81号（平成22年12月3日）により、同和地区一覧を模した文書について「当該情報を開示すると、そのような誤解を通じて、国民からの信頼を失い、その結果、人権擁護行政事務に支障が生ずるとして、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するとした諮問庁の説明を認めることは困難であることから、当該部分

は開示すべきである。」との判断が示されている。

6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます」との教示があった。

7 添付書類

- (1) 審査請求書副本 1通